

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

中国における営業秘密の保護 (4)

第46回 労働法における営業秘密の保護

前回までは営業秘密の定義・構成、営業秘密侵害を証明する方法、営業秘密侵害に対する民事救済・行政救済・刑事罰、労働法及び労働契約法における営業秘密の保護などを検討してきました。今回は、引き続き労働法及び労働契約法における営業秘密の保護について紹介します。

< 競業禁止規定 >

労働契約法はまた、競業禁止条項(以下、「競業禁止規定」)を労働契約において定めることを認めている。競業禁止規定は、中国では多く用いられている。ただし労働契約法は、競業禁止規定について多くの制限を課している。競業禁止義務は、秘密保持義務を負う従業員にのみ課することができる(競業禁止義務違反のケースの場合、雇用者は、被雇用者が営業秘密を侵害したことを証明する代わりに、営業秘密に接触可能であることのみを証明できればよい)。

労働契約法は、競業禁止義務の最長期間を2年間に制限している。労働契約法は、競業禁止義務の範囲と領域について制限を設けておらず、当事者双方の合意により定めることができる。しかし、競業禁止規定が競業禁止義務の範囲、領域を設定する場合、極端に広範なものを避けた方が安全である。

競業禁止の補償額は多くの場合、地域規定により管轄される。一部の都市および省では、競業禁止の補償の強制的な最低金額を規定している。下表に詳細を記述する。これらの地域の司法実務では、協議にて定められた競業禁止の補償額が必要最低金額に満たない場合、競業禁止規定が無効とされる。

その他の多くの地域では、競業禁止の最低補償額が定められておらず、補償額は当事者双方の合意により定めることができる。これらの地域では、最低金額の要求がないため、司法実務では、被雇用者が特定の競業禁止補償額を受ける権利を認められているが、金額をいくらとするかについては、法廷の判断は一致していない。ただし、一般的には年度補償額が競業禁止期間の過去1年間の収入の20%以上であるのが適切であるとされている。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号CBD国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619

場所	競業禁止の最低補償額 (競業禁止期間の過去1年間の収入に対する割合)
深セン市	1/2
北京市中関村	1/2
天津市	1/2
広東省珠海市	1/2
浙江省寧波市	1/2
江蘇省	1/3